

公立大学法人前橋工科大学の授業料等の減免等の取扱細則

平成 25 年 4 月 1 日制定

公立大学法人前橋工科大学細則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人前橋工科大学授業料等の免除等に関する規程（平成 25 年規程第 86 号。以下「規程」という。）第 13 条の規定に基づき、前橋工科大学の学生の入学料の減額又は免除（以下「減免」という。）並びに授業料の減免、徴収の猶予及び分割徴収の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学料の減免の手続)

第 2 条 入学料の減免を受けようとする者は、入学料減免申請書に次に掲げる書類を添え、入学手続をする際に理事長へ提出しなければならない。

- (1) 規程第 3 条第 1 項第 1 号に該当する者 学資負担者の死亡したことを証明する書類又は住民票の除票並びに世帯全員の住民票及び所得状況調書
- (2) 規程第 3 条第 1 項第 2 号に該当する者 被災年月日及び被災の程度についての市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書
- (3) 規程第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する私費外国人留学生 入学料の納付が困難であることを証明する書類
- (4) 規程第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者 入学料を減免する特別の理由があることを証明する書類

(授業料の減免等の手続)

第 3 条 授業料の減免等を受けようとする者は、授業料減免等申請書に次に掲げる書類を添え、授業料の納付期限の 7 日前までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 規程第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号のいずれかに該当する者 世帯全員の住民票及び所得（課税）証明書
- (2) 規程第 4 条第 1 項第 1 号に該当する者で生活扶助を受けているもの 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けていることについての市区町村長又は福祉事務所長の証明書
- (3) 規程第 4 条第 1 項第 1 号に該当する者で要保護者に準じる程度に困窮していると認められるもの その状況を証明する書類
- (4) 規程第 4 条第 1 項第 2 号に該当する者 被災年月日及び被災の程度についての市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書
- (5) 規程第 4 条第 1 項第 4 号に該当する者 留学生所得状況調書
- (6) 規程第 4 条第 1 項第 5 号に該当する者 授業料を減免する特別の理由がある

ことを証明する書類

(7) 規程第4条第2項に該当する者 納付期限に授業料を納付できない旨又は授業料の一括納付が困難である旨を記載した理由書

(8) その他理事長が必要とする書類

(書類の様式)

第4条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1) 所得状況調書

(2) 留学生所得状況調書

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、授業料等の減免等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。